

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：姶良市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	60.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.9%
31～35年	93.8%
26～30年	96.2%
21～25年	93.4%
16～20年	98.8%
11～15年	96.1%
6～10年	96.9%
1～5年	84.0%

【説明欄】

- 扶養手当や住居手当の受給者のうち男性が占める割合は、扶養手当で91%、住居手当では72%となっている。
- 任期の定めのない常勤以外の職員数については、月の所定勤務日数21日を基準とし、算出した。(例：月11日勤務の場合 $11\text{日} \div 21\text{日} \approx 0.52\text{人}$)
- 勤続年数1～5年の区分には、県などの他自治体組織等から派遣されている職員も含まれている。派遣職員は職務経験に応じた給与設定となるため、派遣時点での給与格付けが高いことに加え、派遣職員の男女別割合でも男性75%、女性25%と男性が多いために、相対的に男性の給与平均額が押し上げられ、高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。